

令和7年2月10日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

姫路市長 清元 秀泰

市町村名 (市町村コード)	姫路市 (282014)	
地域名 (地域内農業集落名)	林田町八幡 (八幡)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月16日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域内において一部の農地は認定農業者が耕作をしているが、多くは農地所有者が主に水稻を作付けしている。傾斜の厳しい農地もあり牧草などを作付けし遊休農地化を防いでいるが、高齢化や後継者の育成が進まないなか、新たな担い手確保や持続可能な農地の維持管理の検討が必要である。
主な作物:水稻、牧草、野菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

主に水稻を作付けしているなか、一部農家において牧草を作付けし近隣の畜産業者と連携することで資源循環型農業(耕畜連携)に取り組んでいる。今後、労働生産性を向上させるためスマート農業機器の導入や、急傾斜地である農地の活用方法を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	25.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	23.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農用地区域及び現在耕作している農地とその周辺農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
規模拡大を希望する担い手が存在するようであれば、その担い手に集積・集約化を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向を踏まえたうえで、農地所有者の同意が得られれば農地中間管理機構を通じた貸し付けを行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農作業の効率化を図るため、農地の大区画化、スマート農業の導入などを検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新たな集落外の担い手の確保を検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
随時情報収集し、検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

✓	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料	✓	③スマート農業		④畑地化・輸出等		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	✓	⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨耕畜連携等		⑩その他

【選択した上記の取組方針】
①鳥獣の目撃・被害発生場所等の情報共有を図り、侵入防止柵や保護檻の点検体制の充実をめざす。
③スマート農業危機については、導入効果や費用対効果などの検証を実施していく。
⑦農地の管理については、中山間地域直接支払交付金を活用して管理を行う。